

那賀町防災士の会会則

(目的)

第1条 那賀町防災士の会（以下、「本会」という）は、会員のネットワークを構築し、情報の共有、防災士としての知識や技能の習得に努め、那賀町の防災力向上に貢献することを目的とする。

(組織)

第2条 本会は、前条の目的に賛同する那賀町在住または那賀町勤務の防災士有志によって組織する。

(会員)

第3条 本会の会員となるには、入会申込書を提出しなければならない。

2. 次にあげる資格等をすべて満たすことを条件とする。

- (1) 那賀町内に在住、または勤務する者
- (2) 防災士資格を有する者
- (3) 社会通念上最低限度の教養を身につけており、協調性を有し、防災士としての品位を備えていること

(活動内容)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次にあげる活動を行う。

- (1) 防災・減災にかかる知識及び技能の研鑽
- (2) 会員相互の交流
- (3) 住民、園児から高校生を対象とした防災教育・防災啓発活動
- (4) 行政機関、防災関係機関等と連携した地域防災力の向上に資する活動
- (5) 災害時における人権等に関する研修
- (6) 災害時における支援活動
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(禁止事項)

第5条 会員は、前条各号の活動をするにあたって、政治的、宗教的、営利的行為その他公共の利益に反する行為を行ってはならない。

(役員及び任期)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
2. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 4. 役員に女性を1名以上選任する。
 5. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 6. 役員は総会において選任する。

(総会及び役員会)

第7条 総会は会長が召集し、年1回以上開催するものとする。総会の議長は会長が務める。

2. 総会は、次に掲げる項目について議決する。

(1) 予算及び事業計画

(2) 決算及び事業報告

(3) 会則の変更

(4) その他、この会に関する重要事項で、運営委員会において必要と認める事項

3. 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4. 役員会は、必要に応じて随時開催する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は那賀町社会福祉協議会内に置く。

(会費及び運営費用)

第9条 本会の会費は、無料とする。

2. 本会の運営についての経費は、助成金、賛助金等をもって充てる。

3. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

(退会)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは退会を認める。

(1) 会員の資格を満たさなくなったとき

(2) 第5条の禁止行為を行ったとき

(3) やむを得ない事情により、防災士としての活動を続けることが困難になったとき

(付則)

この会則は、令和4年6月24日から施行する。